

# 令和元年第3回定例会

令和元年 11月19日 開会

同 日 閉会

## 多野藤岡医療事務市町村組合議会会議録

多野藤岡医療事務市町村組合

令和元年 11月 19日

---

## 議事日程

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 管理者発言
- 第 4 報告第 1 号 資金不足比率の報告について
- 第 5 議案第 10 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第 6 議案第 11 号 多野藤岡医療事務市町村組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について  
議案第 12 号 多野藤岡医療事務市町村組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について  
議案第 13 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 7 議案第 14 号 多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正について  
議案第 15 号 多野藤岡医療事務市町村組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について  
議案第 16 号 多野藤岡医療事務市町村組合旅費支給条例の一部改正について
- 第 8 議案第 17 号 多野藤岡医療事務市町村組合行政不服審査法関係手数料条例の一部改正について
- 第 9 議案第 18 号 平成 30 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定について
- 第 10 議案第 19 号 平成 30 年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定について
- 第 11 一般質問

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（19名）

1番	丸山	保君	2番	野口	靖君
3番	大久保	協城君	4番	湯井	廣志君
5番	橋本	新一君	6番	岩崎	和則君
7番	茂木	光雄君	8番	冬木	一俊君
9番	針谷	賢一君	10番	隅田川	徳一君
11番	吉田	達哉君	12番	中村	さと美君
13番	大竹	隆一君	14番	渡邊	幹治君
15番	三澤	望太君	16番	神田	辰男君
17番	山崎	恒彦君	18番	栗原	透君
19番	小屋	淳君			

## 欠席議員（なし）

---

## 説明のため出席した者

管理者	新井雅博君	監査委員	細谷恭弘君
組合事業統括兼病院長	塚田義人君	病院長補佐	設楽芳範君
介護老人保健施設	河合弘進君	事務局長兼経営管理部長	新井滋君
看護部長	田村幸子君	薬剤部長	小幡輝夫君
診療支援部長	櫻井敏男君	次長兼企画財政課長兼しらさぎ管理課長	中里光夫君
総務課長兼安全管理センター事務統括	堀越輝雄君	用度課長	新井誠十郎君
医事情報課長兼健康管理センター事務統括	五十嵐哲二君	経営戦略室長	清宮きよ江君
課長兼患者支援センター事務統括兼緩和ケアセンター事務統括	横坂政彦君		

---

## 事務局職員出席者

企画財政課 新井 恵介  
総務課 秋山 裕子  
総務課主査 萩原 和美

診療情報グループ 久保寺 正英  
総務グループ 櫻井 力

## 開会の挨拶

議長（岩崎和則君） 皆さん、こんにちは。

議会開会に先立ち、ご報告申し上げます。

栗原議員より、遅刻する旨の連絡がありましたので、ご報告申し上げます。  
また、しらすぎの里 河合施設長より、入所者の対応により、遅刻する旨の連絡がありましたので、ご報告申し上げます。

さて、本日、令和元年第3回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会が招集になりましたところ、議員各位には極めてお忙しい中、多数のご出席をいただきまして開会できますことを、心から御礼申し上げます。

今期定例会に提案されますものは、報告1件、議案10件でございます。

慎重に、ご審議いただきまして、議会としての意思決定をお願い申し上げます。

なお、議事運営等、まことに不慣れな私でございますが、議員各位のご協力をいただきまして、円滑な議事運営が行われますようお願い申し上げます。簡単でございますが、開会の挨拶といたします。

議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくお願いたします。

---

## 開会及び開議

午後1時30分開会

議長（岩崎和則君） 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。

ただいまから、令和元年第3回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

### 第1 会期の決定

議長（岩崎和則君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（岩崎和則君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

### 第2 会議録署名議員の指名

議長（岩崎和則君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において、2番、

野口靖君、10番、隅田川徳一君を指名いたします。

---

### 第3 管理者発言

議長（岩崎和則君） 日程第3、管理者発言であります。管理者。

管理者（新井雅博君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

令和元年第3回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変ご多忙の中、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、当院では、ことし8月に厚生労働省が告示をした機能評価係数において、全国の標準病院群1,487病院ある中で8位、群馬県内では1位という高い評価を受けたところであります。

また、長年にわたる救急医療に関する功績が高く評価をされまして、本年9月9日には、塚田病院長が代表いたしまして、救急医療功労者の厚生労働大臣表彰を受賞することができました。

これもひとえに議員各位のご支援、ご協力のたまものであり、心より感謝を申し上げます。

今後さらに地域に信頼される病院づくりに邁進していくところでございます。

さて、本議会に提案をさせていただいた案件は、報告1件、議案10件でございます。いずれも重要案件でありますので、慎重審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

---

### 第4 報告第1号

議長（岩崎和則君） 日程第4、報告第1号、資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） 報告第1号、資金不足比率の報告につきましてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、去る8月20日、細谷、針谷両監査委員の審査をいただきましたので、ご報告を申し上げます。

まず、病院事業会計の資金不足比率でございますが、流動資産が63億8,501万1,000円、流動負債から企業債等を控除した額が13億4,391万9,000円、差し引き資金剰余額は50億4,109万2,000円となりまして、資金不足額が生じていないため、資金不足比率が算定されております。

せん。

次に、介護老人保健施設事業会計の資金不足比率でございますが、流動資産が5億6,179万円、流動負債から企業債等を控除した額が5,615万9,000円、差し引き資金剰余額が5億563万1,000円となりまして、資金不足額が生じていないため、資金不足比率が算定されておりません。

今後も資金不足額が生じないよう健全な経営を目指し、努力していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（岩崎和則君） 報告が終わりました。

次に、監査委員より審査結果の報告を求めます。監査委員、細谷恭弘君。

監査委員（細谷恭弘君） 監査委員の細谷でございます。よろしくお願いいたします。

平成30年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計及び介護老人保健施設事業会計の資金不足比率につきまして、審査の結果を監査委員を代表してご報告申し上げます。

去る8月20日、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、資金不足比率につきまして審査を行った結果、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び関係法令の定めるところにより算出されており、算定の基礎となった数値は正確であり、両事業ともに資金の不足はなく、資金不足比率は算出されませんでした。

以上、簡単ではございますが、審査のご報告とさせていただきます。

議長（岩崎和則君） 監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（岩崎和則君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（岩崎和則君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告第1号について報告を終わります。

---

## 第5 議案第10号

議長（岩崎和則君） 日程第5、議案第10号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） 議案第10号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてご説明を申し上げます。

本件は、組合規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により、組織団体間において協議の上、定めることについて議会の議決を求めるも

のでございます。

内容につきましては、令和2年4月1日より、群馬県市町村総合事務組合の組織団体である群馬東部水道企業団が常勤の職員に係る退職手当の支給事務の共同処理を開始すること、また同じく令和2年4月1日より、藤岡市が消防団員または消防吏員に係る賞じゅつ金支給事務の共同処理を開始すること、その他字句の整理等を行うことによる改正で、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岩崎和則君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（岩崎和則君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（岩崎和則君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（岩崎和則君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第10号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（岩崎和則君） 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

## 第6 議案第11号～議案第13号

議長（岩崎和則君） 日程第6、議案第11号、多野藤岡医療事務市町村組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第12号、多野藤岡医療事務市町村組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について、議案第13号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、以上3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） 議案第11号、多野藤岡医療事務市町村組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてご説明申し

上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行され、新たに会計年度任用職員が制度化されます。地方行政の重要な担い手となっている臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保することを目的とするもので、これによりこれまでの臨時・非常勤職員は会計年度任用職員として任用されることになり、原則として常勤職員に準じた処遇がなされることとなります。

これに伴い、会計年度任用職員に関する諸規定の整備が必要となりますが、会計年度任用職員は勤務体系が一律ではなく、またその勤務時間によってフルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員とに分けられ、それぞれ処遇が異なることなどから、給与や勤務時間等については常勤職員と同様の基準で取り扱うことが困難であり、新たに会計年度任用職員に限定した条例を制定するものです。

本条例は、会計年度任用職員の給与や費用弁償について基本的な事項を定めるものです。

具体的な内容であります。第2条で、会計年度任用職員の給与の種類について規定し、第3条から第10条において、フルタイム会計年度任用職員の給料表、職務の級、号給、給与の支給・減額、手当の支給等について規定、第11条から第20条において、パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、費用弁償の支給等について規定、第21条では、退職者の給与について規定し、第22条では、職務の特殊性その他特別な事情を考慮し、管理者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与及び費用弁償については別に定める旨を規定するものです。

施行日につきましては、会計年度任用職員制度が開始される令和2年4月1日とするものです。

続きまして、議案第12号、多野藤岡医療事務市町村組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

先ほどの議案第11号と同様に、本条例は令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が開始されることに伴い、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関して必要な事項を定めるため、新たに会計年度任用職員に限定した条例を制定するものです。

具体的な内容であります。第3条で、会計年度任用職員の勤務時間について、フルタイム会計年度任用職員は常勤職員と同じく1週間当たり38時間45分、パートタイム会計年度任用職員は38時間45分を超えない範囲と規定し、第4条から第8条では、週休日及び勤務時間の割り振り、週休日の振りかえ、正規の勤務時間以外の時間における勤務等について、第9条では、育児

または介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について、第10条から第14条では、休日・休暇等についてそれぞれ規定するものです。

施行日につきましては、会計年度任用職員制度が開始される令和2年4月1日とするものです。

続きまして、議案第13号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

先ほどの議案第11号及び議案第12号と同様に、本条例は、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が開始されることに伴い、これまで非常勤職員には適用されなかった懲戒処分や育児休業等について常勤職員と同様に適用されること、また臨時的任用の要件が厳格化されることに伴い、関連する条例の改正が必要となるため、改正理由を同じくする6件の条例改正を整備条例として制定し、一括して改正を行うものであります。

まず、第1条では、多野藤岡医療事務市町村組合職員定数条例の一部改正として、職員定数条例における職員の定義から、地方公務員法第22条の3の規定により臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員を除外する改正を行うものです。

次に、第2条の多野藤岡医療事務市町村組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正では、パートタイム会計年度任用職員の給与は給料でなく報酬であるため、パートタイム会計年度任用職員が懲戒処分である減給の対象となった場合に減額するのは報酬であること、また減額の対象となる報酬の範囲を規定するものです。

第3条の多野藤岡医療事務市町村組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正では、特殊勤務手当の支給対象として会計年度任用職員を含める旨の改正を行うものです。

第4条の多野藤岡医療事務市町村組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正では、会計年度任用職員が育児休業の対象となることから、関係規定の整備を行うものです。

第5条の多野藤岡医療事務市町村組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正では、現行の条例では第18条において「非常勤職員の勤務時間、休暇等について、規則で定める。」と規定しているものを、会計年度任用職員の制度化に伴い、「会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、別に条例で定める。」と改めるものです。

第6条の多野藤岡医療事務市町村組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正では、フルタイム会計年度任用職員が人事行政の運営等の状況の公表の対象となることから、関係規定の改正を行うものです。

このほか各条例において、所要の字句の訂正を行うものです。

施行日につきましては、会計年度任用職員制度が開始される令和2年4月1日とするものです。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岩崎和則君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第11号、多野藤岡医療事務市町村組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 議案第11号は任用職員の費用弁償の関係ですけれども、今まで再任用の職員というのはそれなりの待遇を受けていた。それを同一労働同一賃金という中でこういうふうに法が変わって、今度はこのようなやり方になったようだけれども、これ嘱託職員だのパートだの臨時の人たちまで期末手当、また退職手当、また昇給まであるような格好になっているんですが、ここまで優遇するには仕事の責任ですよね、どこまでの責任をこういう人たちに持たせ、また今まで以上の仕事を、昇給なり退職金なりボーナスまで出るわけですから、今まで以上の仕事をしてもらわなくちゃならないわけです。これをどこまで考えているのか伺います。

議長（岩崎和則君） 総務課長。

総務課長兼安全管理センター事務統括（堀越輝雄君） お答えいたします。

湯井議員のご質問、本当にごもった内容でございます。ただ、今回のこの会計年度任用職員制度の考え方といいますのが、会計年度任用職員の制度により湯井議員おっしゃる期末手当なり、あるいは昇給であるとかという待遇面がよくなることに伴って今まで以上に仕事をさせようという考え方ではなく、逆に今までの待遇がちょっとこれではよろしくなかったのではないかとこのころがスタート地点というふうに、制度的にはそういう考え方で始まっているものというふうに考えております。

当組合も相当数の非常勤・臨時職員おりまして、皆さんそれぞれの職域において非常に一生懸命、責任を持って仕事をしていただいております。制度はこうに変わりますけれども、新年度から私どもの組合も当然必要であるからこそ、非常勤ではありますけれども、仕事をしていただいております。基本的にはそのまま、今のまま、人は変わるかもしれないですけれども、その仕事、非常勤の職というものは今までどおり継続して、今までどおり非常に責任を持った仕事をしていただきたいというそういう考え方でございます。

議長（岩崎和則君） 湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 今までどおりのことをしてもらうのに、待遇は今以上のことをし

ていくという考えのようですけれども、それなら今の現状のままで今までどおりの仕事をしてもらえば十分ですよ。

だから、そういう中で国がこういう制度に変えなさいというのは理解できるんですが、地方までそのとおりに、また病院の経営も考えてやっていかなければおかしいんじゃないかなと私は思うんです。どうにしたらって再任用の職員はこれで来年定年になる人は64歳ですか、それで2年たつと65歳まで全職員が残るようになります、希望すれば。そうすれば人件費というのはますますこれからふえていくんです、今まで以上に。

だから、そういう中ではここに出ているのが1,727万9,000円、令和2年度が上がりますよとなっているんですが、このくらいの金じゃ恐らく済まないでしょう。これからじゃんじゃん昇給なりボーナスもくれてふえていきます。そうすると、経営を圧迫するような可能性もこれから出てくるわけです。だから、そういうことをよく考慮して、この制度うまく運用していかなければならないと私は思います。その中で、どのように考えているのか伺います。

議長（岩崎和則君） 総務課長。

総務課長兼安全管理センター事務統括（堀越輝雄君） お答えいたします。

湯井議員おっしゃるとおり、再任用職員も今後ふえてくる、これは揺るぎのない事実であろうと思います。

したがいまして、再任用職員とまた非常勤、次年度から会計年度任用職員になりますけれども、このバランス等を当然考慮しながら、また会計年度任用職員の人数、必要な職を見きわめながら適正に対応をしていきたいとそうように考えております。

以上です。

議長（岩崎和則君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声）

議長（岩崎和則君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（岩崎和則君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（岩崎和則君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第11号、多野藤岡医療事務市町村組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（岩崎和則君） 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、多野藤岡医療事務市町村組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（岩崎和則君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（岩崎和則君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（岩崎和則君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第12号、多野藤岡医療事務市町村組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（岩崎和則君） 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（岩崎和則君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（岩崎和則君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（岩崎和則君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第13号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（岩崎和則君） 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

## 第7 議案第14号～議案第16号

議長（岩崎和則君） 日程第7、議案第14号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第15号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について、議案第16号、多野藤岡医療事務市町村組合旅費支給条例の一部改正について、以上3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） 議案第14号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本年6月に公布された成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、地方公務員法第16条及び第28条が改正され、本年12月14日より施行されます。これにより「成年被後見人又は被保佐人」が地方公務員の欠格条項から除外され、また職員が成年被後見人または被保佐人に該当することとなった場合に、当然に失職することがなくなります。

また、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が開始されることに伴い、会計年度任用職員の給与については新たに条例を制定することとなります。

これらに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、地方公務員法第16条第1号の欠格条項に該当したことによる失職について規定していた第15条、第15条の2、第16条、第18条において、これらの規定を削除するものです。

また、第17条において、会計年度任用職員の給与について別に条例で定める旨を規定するものです。

このほか所要の字句の訂正を行うものです。

施行日につきましては、令和元年12月14日とし、会計年度任用職員制度に係る改正については、令和2年4月1日とするものです。

続きまして、議案第15号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

先ほどの議案第14号と同様に、本年6月に公布された成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、地方公務員法第16条が改正され、本年12月14日に施行されます。

また、会計年度任用職員制度が令和2年4月1日から開始されることに伴い、これまで非常勤職員には適用されなかった分限処分について、常勤職員と同様に適用されることとなります。

これらに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、第3条で、会計年度任用職員が休職処分の対象となった場合の休職の期間について、規定を追加するものです。

また、地方公務員法第16条の改正により、本条例第5条の引用箇所に号ずれが生じるため、この訂正を行うものです。

このほか所要の字句の訂正を行うものです。

施行日につきましては、令和元年12月14日とし、会計年度任用職員制度に係る改正については、令和2年4月1日とするものです。

続きまして、議案第16号、多野藤岡医療事務市町村組合旅費支給条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

先ほどの議案第14号及び議案第15号と同様に、本年6月に公布された成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、地方公務員法第16条が改正され、本年12月14日に施行されます。

また、令和2年4月1日より会計年度任用職員制度が開始され、フルタイム会計年度任用職員が旅費支給の対象となります。

これらに伴い、本条例の一部を改正するものです。

改正の内容につきましては、第2条において、旅費支給の対象となる職員としてフルタイム会計年度任用職員を加えるものです。

また、地方公務員法第16条を引用している第3条において、号ずれに伴う字句の訂正を行うものです。

このほか所要の字句の訂正を行うものです。

施行日につきましては、令和元年12月14日とし、会計年度任用職員制度に係る改正については、令和2年4月1日とするものです。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岩崎和則君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第14号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（岩崎和則君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（岩崎和則君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（岩崎和則君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第14号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(岩崎和則君) 起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声)

議長(岩崎和則君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(岩崎和則君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議長(岩崎和則君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第15号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(岩崎和則君) 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、多野藤岡医療事務市町村組合旅費支給条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声)

議長(岩崎和則君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(岩崎和則君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議長(岩崎和則君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第16号、多野藤岡医療事務市町村組合旅費支給条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（岩崎和則君） 起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

## 第8 議案第17号

議長（岩崎和則君） 日程第8、議案第17号、多野藤岡医療事務市町村組合行政不服審査法関係手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） 議案第17号、多野藤岡医療事務市町村組合行政不服審査法関係手数料条例の一部改正についてご説明申し上げます。

不正競争防止法等の一部を改正する法律により工業標準化法が改正され、同法で使用されている「日本工業規格」の語が「日本産業規格」に改められました。これに伴い、日本工業規格の語を用いている本条例の改正を行うものです。

改正内容につきましては、別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めるものであります。

施行日につきましては、公布の日からといたします。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岩崎和則君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声)

議長（岩崎和則君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長（岩崎和則君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議長（岩崎和則君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第17号、多野藤岡医療事務市町村組合行政不服審査法関係手数料条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（岩崎和則君） 起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

## 第9 議案第18号

議長（岩崎和則君） 日程第9、議案第18号、平成30年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井雅博君） 議案第18号、平成30年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定について、提案理由の説明をさせていただきます。

平成30年度は、2億2,898万円の純損失を計上し、前年度繰越利益剰余金を加え、8億8,712万円の未処分利益剰余金を令和元年度に繰越いたしました。

今後、さらなる病院の運営基盤の強化を図るとともに、地域住民に信頼される病院となるよう進めてまいりますので、関係各位のご理解を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

また、本決算につきましては、去る8月20日、細谷、針谷両監査委員の審査をいただいております。その結果につきましては、議員各位のお手元に配付をいたしました意見書のとおりでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、詳細につきましては、経営管理部長より説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） 詳細につきましてご説明申し上げます。

患者状況ですが、入院患者数は年間11万9,275人で、1日平均326人、外来患者数は年間19万9,876人で、診療日数244日での1日平均は819人でした。

次に、収益的収入及び支出でございますが、税抜き収入決算額は110億2,024万6,809円で、このうち医業収益で104億1,499万9,201円、内訳といたしましては、入院収益で67億9,466万3,239円、外来収益で30億9,934万7,888円、その他医業収益は5億2,098万8,074円で、このうち救急他会計負担金は8,961万6,000円でございます。

医業外収益につきましては4億7,614万201円で、主な内訳といたしましては、企業債利息などの他会計負担金で1億6,055万1,000円、国県補助金で4,271万4,208円、補助金等の減価償却見合い分の収益化としての長期前受金戻入で2億1,261万3,048円でございます。

特別利益につきましては、過年度分補助金等の減価償却見合い分の収益化等で1億2,910万7,407円でした。

次に、支出の税抜き決算額は112億4,923万2,021円で、このうち医業費用で107億5,771万5,584円、主な内訳といたしましては、

給与費で54億3,780万4,312円、材料費で25億4,967万7,306円、経費で14億8,739万6,265円、減価償却費で12億2,618万6,358円でございます。

医業外費用につきましては4億9,124万5,467円で、主な内訳といたしましては、企業債の支払利息等で1億7,108万8,124円、消費税の費用化による雑支出は3億2,005万7,343円でございます。

医業収支比率は96.8%、総収支比率は98.0%で、2億2,898万5,212円の純損失を計上いたしました。

前年度繰越利益剰余金11億1,611万64円と合わせ、8億8,712万4,852円を未処分利益剰余金として令和元年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

税込み収入決算額は3億6,977万9,000円、内訳といたしましては、第1項の企業債償還元金に対する他会計負担金で3億6,947万9,000円、第2項補助金で30万円でございます。

これに対しまして資本的支出の税込み決算額は9億8,469万8,950円で、内訳といたしましては、第1項建設改良費で、器械器具購入費の4,922万1,756円、リース債務支払の505万5,879円、新入院棟建設工事の8,540万800円、第2項企業債償還元金で8億4,502万515円でございます。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額6億1,491万9,950円は、過年度分損益勘定留保資金6億1,448万4,362円、当年度分消費税資本的収支調整額43万5,588円を充てて収支の均衡を図っております。

以上、詳細説明とさせていただきます。慎重ご審議をいただきまして、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（岩崎和則君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、監査委員より監査結果の報告を求めます。監査委員、細谷恭弘君。

監査委員（細谷恭弘君） 平成30年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算に係る審査の概要と結果について、監査委員を代表して報告申し上げます。

去る8月20日、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、管理者より審査に付された平成30年度決算報告書並びに事業報告書を中心に証書類を照合し、審査を行ったものであります。

審査の結果、収支の計数は正確であると認められました。

内容につきましては、決算審査意見書のとおりでございます。

患者利用状況及び決算額につきましては、提案理由説明の数字と同様でありますので、省略させていただきます。

平成30年度は、病院建設及び医療機器整備に伴う減価償却費の増加により、純損失を計上しております。

今後の病院運営は人口減少、消費税増税の影響により厳しい経営が推測されますが、地域中核病院として救急医療、高度専門医療の充実に努め、地域住民に信頼される質の高い医療の提供と将来的に安定した健全な経営を期待するものです。

以上、簡単でございますが、決算審査の概要についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（岩崎和則君） 監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。吉田達哉君。

議員（吉田達哉君） 5ページの損益計算書の医業外費用の雑損失が10万円計上されているんですけども、これは何なんですか。これを1点お聞かせいただきたいと思います。

それから、17ページの公立藤岡総合病院の資本的支出の中で、第1項建設改良費というところで3目の新入院病棟建設工事ということで金額が計上されておりますけれども、これ私、予算議会のほう出席していないので、内容等わからないんですけども、関連してちょっと質問させていただきたいんですけども、ここの進入路、それから駐車場用地、この辺について市民の方、患者さんのほうから非常に使い勝手が悪いというようなお話を聞くんですけども、この辺について病院側でそういった声を聞いているのか、聞いたことがあるのか。

そして、聞いたことがあるのだとすれば、これについての改善策として今までどんな検討をしてきたのか、この辺についてお伺いしたいと思います。

議長（岩崎和則君） 企画財政課長。

次長兼企画財政課長兼しらさぎ管理課長（中里光夫君） 決算書の中の雑損失について説明させていただきます。

こちらに関しましては、医療過誤の賠償が1件ありまして、そちらが10万円ということになっております。

以上です。

議長（岩崎和則君） 総務課長。

総務課長兼安全管理センター事務統括（堀越輝雄君） 吉田議員の後段の質問について、私のほうからお答えさせていただきます。

進入路、また駐車場が使い勝手が悪いという病院利用者の方の声というのは、いろんな形で病院に届いてございます。

この進入路、駐車場について、これまで病院の中でどのようにというお話でございまして、まず新入院棟の建設を踏まえまして、公式には平成25

年度に、病院敷地の南側、ねぼけ堂さんとの間にある道でございます、これは元市道でありまして、現在は市道廃止されているものなんですけれども、その道を正式に外来センターの進入路として利用することができないかということで、当時の病院の担当者が藤岡市の土木課、都市計画課、また藤岡土木事務所、また藤岡警察署と協議をした経過がございます。

その結果、先に申しますと、病院北西側、公立藤岡総合病院入口というふうになっております県道から進入する交差点、この交差点から距離が近過ぎるということで、特に県道を南側から進入する場合には右折帯が必要になるかと思うんですが、この右折車線を設けること、また信号機を設けることというのが既存の交差点と距離が近いということで難しいと。また、仮にやった場合に交通渋滞を招くおそれが高い、また交通事故を誘発する危険も大きいという見解が先方から示されてしまいまして、断念したということでございます。

ただ、その後、新入院棟を建設していく過程の中で、病院の中では、特に県道からの進入路については何とかならないかというような検討をした経過はあるということなんですけれども、いずれにしてもこの既存の交差点との距離というなかなかいかんともしがたい難しい問題がございまして、現在に至っているということでございます。

議長（岩崎和則君） 吉田達哉君。

議員（吉田達哉君） そうすると、この辺については十分承知もしているし、協議も重ねてきたということであると思います。

しかしながら、現状ではなかなか右折帯もつくれないし、信号と信号の距離もあるし、渋滞や交通事故の危険性があるということなんですけれども、だとしても、抜本的に見直しをしてやるということで考えをまとめていくお考えはないのか、伺いたいと思います。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

今、抜本的な見直しをする考えがないかというご質問なんですけれども、病院への進入路、これにつきましては本当に藤岡本庄線から病院の駐車場が直結すれば、患者さんやご家族の利便性が格段によくなるわけでございます。そのためにはいろいろな課題をクリアしていかなければならないわけなんですけれども、病院だけではどうしてもいろいろの課題もありますので、藤岡市の関係部課とまずは調整をさせていただきまして、土木事務所ですとか警察との協議、こちらのほうを進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（岩崎和則君） 吉田達哉君。

議員（吉田達哉君） また再度、協議を始めていただけるということでもあります。管理者におかれましては藤岡市の市長ということでもありますので、今の協議の中で

これから市の土木、それから県の土木、警察等々と交渉していただけるということですので、ぜひ市長もこの議論を聞いていただいで、何とか患者さんの利便性が図れるような進入路または駐車場のあり方についてちょっとご尽力を賜ればと思いますので、よろしく願いをいたします。要望とさせていただきます。なるべく早くいい結論が出ることを期待しております。

議長（岩崎和則君） 他に質疑はありませんか。冬木一俊君。

議員（冬木一俊君） 議案第18号について、先ほど経営管理部長さんのほうから詳細な説明があったんですけども、単刀直入に平成30年度の決算認定についてお伺いをいたします。

先ほど説明がありまして、平成30年度の収支については2億2,898万5,212円の純損失を計上したということでありました。その後、繰越利益剰余金11億1,611万64円を合わせると、今年度、令和元年度へ8億8,712万4,852円の剰余金を繰り越す結果となったと説明がありました。また、現金預金に関しても1億4,541万3,483円減少しているということで、30年度決算ということで説明があったんですが、過去に資金ショートをして緊急的に借り入れたケースもあります。

そういった中で単刀直入に聞くというんだから単刀直入に聞きます。今後、この病院が資金ショートをするそういったことはありますか。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

平成30年度の決算につきましては、今、議員さんがおっしゃられたように全体では2億3,000万ほどの赤字決算であったわけなんですけれども、ただ新病院になりまして、医業収益では過去最高の収益を上げております。

現金についても今後の推計をしておりますけれども、現金が著しく減少するという想定はしておりません。資金ショートということは、現状では考えておりません。

議長（岩崎和則君） 冬木一俊君。

議員（冬木一俊君） 今の答弁聞いて少し安心しているんですけども、新病院になってスタートして、昨年度については移転の関係で患者の制限をしたり、そういったことも十分承知しております。ぜひ今、答弁していただいたように、令和元年度もこれで8カ月がたっているわけなので、先ほど細谷監査委員さんのほうから、今後の病院運営について、るる決算審査の意見書という形で我々議会にも報告していただきましたけれども、本当に企業経営努力をしていただく、そういったことでお願いしたいというふうに思っております。答弁は要りません。

議長（岩崎和則君） 他に質疑はありませんか。茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 収益的収支の状況で、先ほど監査委員さん初めいろんな方たちが報告しておりますけれども、医業収入については1億2,000万増収になって、非常にお医者さん初めスタッフ頑張っていたいただいて医業の収益を上げているということ、そしてさらに、支出においては経営、いろんな努力によりまして4億2,000万円もこういった中で支出を下げて、非常に健全経営に努めているというふうな話になっておりますけれども、ちょっと収入に絞って質問をさせていただきたいんですけれども、病院が紹介型病院の制度を導入して、2年前ですか、11月6日から紹介型病院というふうな形の中で、初診時の選定療養費というものを、紹介状を持たない患者さんについては当時ですと藤岡総合病院は400ベッド以上あったから5,000円ぐらい徴収しなくちゃならないという中で、紹介状持たないからといってそんなに5,000円も市民から取れないというふうな形の中で、去年の5月1日から2,750円といういわゆる初診時の選定療養費というものを徴収をさせていただいたと。

その結果、外来におけるいわゆる受診者といいますか、決算報告書によると7,771人も、1日当たり約39人、外来の患者さんが減ってしまったというふうなことがあるんですけれども、この辺の初診時の選定療養費を取るような状況の中で1日当たり約39人も人が減ってしまったというのは、この辺はあれでしょうか、やはり非常に病院経営に対してなかなか難しい面があるのではないかなというふうに考えるんですけれども、この5月から3月31日まで、この2,750円を支払って外来で受診した方というのが何人、そして金額にすると幾らになったのかお尋ねいたします。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

初診時選定療養費の関係のご質問なんですけれども、昨年5月1日より、初診時に紹介状をお持ちでない場合に診療費とは別に初診時選定療養費というものをいただいているわけなんですけれども、30年5月から31年3月まで11カ月になるわけなんですけれども、まずその件数につきましては3,479件、1件当たりがまだ消費税増税前だったので、税込みで2,700円でしたので、金額といたしましては939万3,300円でした。

以上、答弁といたします。

議長（岩崎和則君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） この初診時の選定療養費を取るまでの間、約1年近くあったわけですが、そういった中でわざわざベッド数を減らして、本来なら4,000円、5,000円といただかなくちゃいけないものを、病院経営が苦しい点を考えながらもベッド数を400以下に減らした中でこの金額を設定しましたよね。それでもこのような形の中で紹介状を持たない患者さんというのが3,500

人近く来ていただいて、なおかつ1,000万近いお金を初診時の中で、なかなか大変です。

そういった中で、来年また医療費の改定ということが見込まれておりますけれども、今の病院の現状でいくと、これだけ減っているにもかかわらず、さらに病院としては院長、この金額については当然のことながら今のベッド数でいけば改定後は5,000円ぐらい取らなくちゃならないと思いますけれども、この辺の見通しについて今、執行部のほうはどういうふうな考えがあるか、お尋ねいたします。

議長（岩崎和則君） 病院長。

組合事業統括兼病院長（塚田義人君） 病院長としてお答えします。

2,500円というのはサービスの低下と見るか、維持と見るか見解が分かれると思うんですけれども、400床以上は一律5,000円というところを、我々としては外来センター15年やっけていまして非常に多くの患者さんに初診で来ていただきました。その分、実は開業医の先生には患者さんを奪ってしまうんじゃないかという懸念もあったわけですけれども、それが統合と同時に5,000円となりますと、今まで初診の方、気軽にかかれた外来センターが非常に敷居が高くなったという意見も出るかと懸念もありました。

そこで姑息ですけれども、1床減らして399床、これはもう病院の裁量で選定療養費というのは選定できる病床数になりましたので、2,500円という少し激変を緩和する措置でやりました。

ところが、来年の4月からは、これ一律200床以上が5,000円ということで、病院の意思では決められないことがあります。やはり国の方針としましては、総合病院、大病院は紹介の患者さんの診療に徹して、入院を中心に診る、そして地域の先生方は初診を診て、必要であれば我々の病院に紹介するというそういう役割分担を明確にしようという意思のあらわれだと思えます。

経営ということで決めた2,500円では実はありません。でも、実際、今の形で外来の実数は減りましたけれども、紹介を受ける病院ということで地域の先生方に大変協力いただきまして、紹介率は逆に、外来センターのときは20%、30%だったのが今は60%になっています。非常に密度の濃い外来を丁寧な診療をしておるつもりです。

それから、外来も化学療法がふえてきまして、これは非常に高額な医療になりますので、1人当たりの外来の単価としましては1万5,000円台が今1万7,000円になっています。実数は減っていますけれども、1日39人減ったとしましても、外来の収入というのは非常に伸びているところにいまして、これで総合病院としての外来というあり方に非常に近づいているのではないかと思います。

一般の方になりますと紹介状必要、そして安定すれば逆紹介という形ですぐにまた戻されるという不満はあるかもしれませんが、機能の高い外来をやるといふ当院の役割に沿っていただいて、皆さんにも理解いただくしかないのではないかと思います。

以上です。

議長（岩崎和則君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声）

議長（岩崎和則君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（岩崎和則君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（岩崎和則君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第18号、平成30年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（岩崎和則君） 起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

## 第10 議案第19号

議長（岩崎和則君） 日程第10、議案第19号、平成30年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井雅博君） 議案第19号、平成30年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定について、提案理由の説明をさせていただきます。

平成30年度は、介護老人保健施設事業では3,476万円の純損失、訪問看護事業では5,400万円の純利益で、2施設合計で1,924万円の純利益を計上し、前年度繰越利益剰余金に純利益を加え、1億3,580万円の未処分利益剰余金を令和元年度に繰り越しをいたしました。

これからも地域の医療・介護を支える施設となるよう進めてまいりますので、関係各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

また、本決算につきましては、去る8月20日、細谷、針谷両監査委員の審査をいただいております。その結果につきましては、議員のお手元に配付をい

たしました意見書のとおりでございます。

ここで私のほうから、監査に当たっていただきました細谷、針谷両監査委員に感謝と御礼を申し上げさせていただく次第でございます。

なお、今後の詳細につきましては、経営管理部長よりご説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） 詳細につきましてご説明申し上げます。

初めに、介護老人保健施設しらさぎの里でございます。

利用状況ですが、入所利用者数は年間2万6,690人、1日平均73.1人、通所利用者数は年間1万735人で、利用日数256日での1日平均は41.9人でした。

次に、収益的収入及び支出でございますが、収入決算額は4億5,151万5,083円で、このうち事業収益で4億4,840万2,551円、内訳といたしましては、施設介護収益で2億5,312万6,654円、居宅介護収益で8,145万3,699円、居宅介護支援収益で1,650万9,570円、施設介護利用料収益で7,591万230円、居宅介護利用料収益で1,797万7,342円、その他事業収益で342万5,056円でございます。

事業外収益につきましては、311万2,532円で、主な内訳といたしましては、補助金の減価償却見合い分の収益化としての長期前受金戻入で160万2,000円でございます。

次に、支出の決算額は4億8,627万5,471円で、このうち事業費用で4億7,309万9,484円、主な内訳といたしましては給与費で3億3,336万8,118円、材料費で3,649万4,551円、経費で4,285万2,780円、委託費で3,599万2,646円、減価償却費で2,250万1,256円でございます。

事業外費用につきましては1,317万5,987円で、主な内訳といたしましては企業債の支払利息で1,257万9,628円でした。

事業収支比率では94.8%、総収支比率は92.9%で、3,476万388円の純損失を計上いたしました。

次に、訪問看護ステーションはるかぜでございます。

利用状況ですが、利用者数は年間1万4,265人で、1日平均58.5人でした。

次に、収益的収入及び支出でございますが、収入決算額は1億2,604万7,868円で、このうち事業収益で1億2,581万1,070円、内訳といたしましては、訪問看護療養収益で7,091万3,794円、介護保険訪

問看護療養収益で4,150万5,142円、訪問看護療養収益で839万1,253円、介護保険利用料収益で500万881円でございます。

事業外収益につきましては、23万6,798円でございます。

次に、支出の決算額は7,204万4,863円で、このうち事業費用は7,190万4,291円、主な内訳といたしましては、給与費で6,092万2,972円、材料費で25万204円、経費で785万4,933円、減価償却費で264万4,384円でございます。

事業外費用につきましては、14万572円でございます。

事業収支比率175.0%、総収支比率175.0%で、5,400万3,005円の純利益を計上いたしました。

以上、2事業合計で1,924万2,617円の純利益を計上し、1億3,580万9,831円を未処分利益剰余金として令和元年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

資本的収入はございませんでした。

第1款介護老人保健施設事業資本的支出の決算額は5,113万6,323円で、内訳といたしましては第1項建設改良費で360万955円、第2項企業債償還金で4,753万5,368円でございます。

第2款訪問看護事業資本的支出の決算額は179万2,496円で、全て建設改良費でございます。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額5,292万8,819円は、過年度分損益勘定留保資金5,113万6,323円と当年度分損益勘定留保資金179万2,496円を充てて、収支の均衡を図っております。

以上、詳細説明とさせていただきます。慎重ご審議いただきまして、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（岩崎和則君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、監査委員より監査結果の報告を求めます。監査委員、細谷恭弘君。

監査委員（細谷恭弘君） 平成30年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算に係る審査の概要と結果について、監査委員を代表してご報告申し上げます。

8月20日、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、管理者より審査に付された平成30年度決算報告書並びに事業報告書を中心に証書類を照合し、審査を行ったものであります。審査の結果、収支の計数は正確であると認められました。

内容につきましては、決算審査意見書のとおりでございます。

利用者状況及び決算額につきましては、提案理由説明の数値と同様でありま

すので、省略させていただきます。

介護老人保健施設事業には、リハビリテーションを重視し在宅復帰を目的とした介護老人保健施設しらさぎの里と、在宅での療養生活を支援する訪問看護ステーションはるかぜがあります。多くの人に利用されております。

高齢化社会が進む中、在宅復帰を目指し、在宅での療養生活を支援するという両事業は、地域のニーズに不可欠であると思われま

す。今後も自治体で進めている地域包括ケアシステムとの連携を深め、地域の医療・介護を担う組合事業全体の運用として取り組んでいただきたいと思います。

以上、まことに簡単でございますが、決算審査の概要についての報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（岩崎和則君） 監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。吉田達哉君。

議員（吉田達哉君） 1点お聞かせいただきたいんですけども、5ページのところで事業費用の中に給与費ということで計上されておりますけれども、大分見た感じと言っちゃ申しわけないんですけども、この事業の中における人件費の割合が多いように感じるんですけども、この辺についてはどうお考えなんでしょうか。

議長（岩崎和則君） 企画財政課長。

次長兼企画財政課長兼しらさぎ管理課長（中里光夫君） 介護老人保健施設の費用における給与費につきまして、お答えさせていただきます。

こちら人件費につきましては、比率は高くはなっております。現在、30年度末で職員としましては44名おりますが、そのうち再任用も3人おりますし、施設長も非常勤ということで前年に比較しても約900万円ほどの給与費は減少しておりますので、……

（「議長、休憩」の声）

議長（岩崎和則君） 暫時休憩いたします。

（午後2時59分休憩）

（午後3時02分再開）

議長（岩崎和則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次長兼企画財政課長兼しらさぎ管理課長（中里光夫君） すみません、再度お答えさせていただきます。

30年度費用の割合は高くはなっておりますが、29年と比べ、徐々には再任用もふえておりますし、減少はしております。

以上です。

議長（岩崎和則君） 吉田達哉君。

議員（吉田達哉君） 今後この人件費についてはおおむね一定の額で推移していくのか、それともまだまだ少し上がったり下がったりするのか。利用者の利用状況を見ていると大分右肩下がりになってきたので、これがもし人件費が抑制できなかったり、ほかの経費がかかってしまったりするとバランスが悪くなると、なかなかこの運営が厳しくなってくるんじゃないかなというふうに感じます。

先ほど監査委員のほうから、地域から切望されている施設であり、今後ますます健全な経営に努めてほしいという意見があったように、その辺のことをどう考えているのかということが聞きたかったんですけども、資料を全部分析できないので、ちょっと見た感じみたいな漠然とした質問をしまことに申しわけないと思っているんですけども、そちらで何年もずっと携わっているんでしょうからその辺の分析はできていると思いますので、その辺について見通しをお伺いしたいと思いますし、もしその中で人件費が割合的に高いとするならば、監査委員さんのほうからどんな指摘があったのか、その辺についてもあわせてお伺いしたいと思います。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

まず、監査委員さんからの指摘というのは、介護老人保健施設である程度職員が年齢が増しますとその分給与が上がっていくということですので、そういうのを見据えた上で、今後の職員体制とかを考えていってほしいという内容だったと思います。

それで、介護老人保健施設のサービスにつきましては、逆にある程度一定した職員が配置されないとその介護老人保健施設の事業が成り立たないという部分もありますので、最近もそんなような形で介護老人保健施設の欠員も生じたので、補充とかも考えています。今のところは、しっかりした体制で質の高いサービスを行っていきたいというふうに考えております。

議長（岩崎和則君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声）

議長（岩崎和則君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（岩崎和則君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（岩崎和則君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第19号、平成30年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定について、本案は原案のとおり

決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(岩崎和則君) 起立全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午後3時06分休憩)

(午後3時15分再開)

議長(岩崎和則君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### 第11 一般質問

議長(岩崎和則君) 日程第11、一般質問を行います。

質問の順序は通告順に行いますので、ご了承願います。

初めに、茂木光雄君の質問を行います。茂木光雄君。

議員(茂木光雄君) 議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

この病院の経営改善計画、ことしの2月に第1回の定例会の中で病院経営改善管理計画というものが議会で承認を受けたといいますが、そういった中で4月1日よりこの計画に基づいて病院経営が行われているというふうな形の中で、先ほど監査委員さんがおっしゃっていましたが、非常に順調な経営が期待されるのではないかとというふうな答弁でもございました。

そんな中で、ことしの5月に群馬県の調査の中で、急性期ベッドが過剰であるというふうな形の中、2025年度までに県内の急性期ベッドの数というのは4,200ベッドほど過剰になるというふうな形の中でそういった新聞記事が出ておりました。そしてさらに、ことしの9月に厚生労働省のほうでは、全国の公立の424のそういった公的または公立の病院のいわゆる事業の再編、統合、そういった中で病院経営の見直しというものを進めていくというふうにありました。

そこでまず、本病院としては高度急性期に特化した中で経営を安定していくというふうな話でありましたが、第1回目の質問として、この厚生労働省の全国424あります公立公的病院の再編並びに統合の計画の中に、本病院というものは含まれているのかどうか、1点まず第1回目の質問としてそれをお尋ねいたします。

議長(岩崎和則君) 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長(新井 滋君) お答えいたします。

先日来、新聞報道でされています再編ですとかの424病院の中に当院は含まれておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（岩崎和則君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 当病院は含まれていないということですが、現在、急性期病床は295ベッドあります。そうした中でこれについて医療圏というものを策定してあると思いますけれども、群馬県のそういった医療圏の中で藤岡市というのは単独の中でベッド数、療養ベッドの数であったり急性期のベッドであったりというのは単独の中で決められるんですか。

決算の状況を見ていると、高崎や富岡といろんな連携をしながら体制を整えていくといえますか、協力体制をとるといふふうに答弁がありますけれども、この辺について藤岡市のベッド数というのはどんな形で決められているのかお尋ねします。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

藤岡市につきましては、藤岡市、それから上野村、神流町で構成される藤岡保健医療圏というものがございます。

その中でまず、一般病床及び療養病床に係る基準病床数というのがございまして、644床でございます。現在254床、病床が過剰になっている状況でございます。したがって、この県の保健医療計画で定める基準病床数につきましては、今のような基準病床数というのはありますけれども、急性期病床に関する基準は定められておりません。

また、群馬県では2025年に向けて地域医療構想を推進しています。それで、この地域医療構想の中で藤岡構想区域の2025年の必要病床数につきましては、高度急性期で95床、急性期で314床、回復期331床、慢性期126床、計866床となっております。ですが、これはあくまでも現状の患者動向、それから将来の人口の高齢化等をもとにした推計値ということでございます。

以上、答弁といたします。

議長（岩崎和則君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） そうすると、急性期の295ベッドですか、これについては藤岡医療圏の中で維持できると、高崎や富岡とかいろんな地域と別にベッド数の削減やそういったことを協議しなくても、藤岡医療圏の中で単独で決めていけるというふうな形で解釈してよろしいのかと思います。

それで、先日、藤沢市民病院のほうに視察に行きましたけれども、この295ベッドを急性期の中でしっかりとした形で運営をしていくというふうな形で、そうしますといわゆる平均在院日数というものを短縮していったら、このベッド数をうまく有効利用して、入院料、急性期については1人当たり3万5,000円ですよ、そのぐらいの医業収益が上がるわけですが、こういった中

でどうやってうまく回していこうとするのか、病院が取り組もうとしている病院の平均在院日数を短縮して、うまくこの急性期病院の稼働率を上げていくというふうな形の中で多くの患者さんを取り入れるというその辺の努力については、今どのような形になっていますか。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

平均在院日数の短縮につきましては、旧病院では、急性期病院に治療中の患者さん、病状が安定し社会復帰に向けリハビリをする患者さん、治療がほぼ終了し自宅への退院や他病院、施設等の入所を待つ患者さん、これらの患者さんが混在している状況でした。そして、旧病院のときは病床管理や運用が難しい状況でありました。

統合前の2015年より地域包括ケア病棟を開設し、統合後の新病院では回復期リハビリ病棟を新たに開設することで本来の急性期病棟として運用が可能となりまして、平均在院日数が短縮されていることで救急からの入院など、より多くの患者さんが入院できるような状況となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（岩崎和則君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 藤沢に行ったときに資料を見させていただきますと、当病院については平均在院日数は13.8でしたか、藤沢市民病院が13といますから約1日違うんですけれども、その1日を減らすために5年間、医療スタッフ並びに事務方が努力して、この平均在院日数1日減らすとして年間295ベッドの中でそれをうまく回していこうというふうに、非常に1日短縮することによっての医療収益というのは相当上がるわけなんですけれども、今の答弁ですと、特に具体的なそういった短縮するためのいわゆる経営者としての努力というものがうかがえないんですけれども、その辺についてはどういう形の中で取り組みを行えるのか、今の病院の体制の中では無理なのか伺います。

議長（岩崎和則君） 病院長。

組合事業統括兼病院長（塚田義人君） 病院長としてお答えします。

先ほどの答弁の中で少し補足があったんですけれども、現在399床です。そのうちの移転前に47床、地域包括病床として実質、急性期病院といいながらも転院を待って、転院先の受け入れが1週間、2週間延びてというもうほとんど慢性期に入っている患者さんが多数いました。100人ぐらいそういう人いるんじゃないかとコンサルタントに言われまして、47床地域包括病床としてこれらを急性期病床と切り分けるとこれは平均在院日数カウント外になるんです。そういった病棟を1つつくりました。

移転を機に、今度は回復期リハビリ病棟、これは主に整形ですとか脳外科、

急性期を過ぎてリハビリに集中して、在院日数意識しないで3カ月までいてくださいという病棟を48床つくりました。合わせて95床を急性期の病棟として返上したんです。ですので、399から95引きまして、実際は300が急性期の病棟になっています。ですので、平均在院日数というのは全入院患者さんを含めると13ですけれども、急性期、地域包括と回復期リハの患者さんをカウントしませんと今11を切るようになっていきます。これは藤沢市民病院と同じなんです。

これ以上、短縮といいますと実は非常に冷たい医療になってしましまして、肺炎で入院した、熱が下がって酸素の吸入終わりました、ではこの後は申し訳ないけれども、当院としての急性期の役割は終わったので、ほかにお移りくださいというそういう医療になってしまうんです。ある程度、そこをリハビリも利用して、包括病床を利用して急性期の後の患者さんを少し手当てをしましょうというのが2つの病棟の趣旨です。

ですので、そうした慢性期の病棟の患者さんの件数としますと3万3,000とか3万5,000ということでありますので、今までのようにめり張りもなく一緒くたに急性期の中に混在していた慢性期の方というのはそういう形で切り分けられて、平均在院日数は非常に短縮しました。かつての14、15というのを何とか出していたこととは雲泥の差がありまして、今はもう11を切るような数字が毎月のように出ております。

以上です。

議長（岩崎和則君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 本当に今の院長先生の答弁の中で平均在院日数というのは11を切るぐらいな数字の中で、その他長くなる人は包括ケア並びに回復期リハビリというふうな病棟の中で95ベッドの中でやっていただくということですのでけれども、包括ケアにしても回復期リハビリの病棟にしても、いわゆる急性期1日当たり3万5,000円の約半分ぐらいの入院管理料しか取れないですよ。

そして、なおかつ特にリハビリとかということになると、薬とかそういったものよりも、むしろどちらかといえば作業療法だの運動療法だのというふうな形の中でこういう言い方失礼ですけれども、収益的にはなかなか増収が見込めないところへ送り込むわけですから、私、この病院経営を考えたときに当然のことながら11日というふうな短縮というのは見事な経営だと思いますが、この前、藤沢市民病院に行ったときに、藤沢市民病院のほうについては手術といいますか、そういった中で非常に医療収益を上げていく、なおかつ日数を短縮していくというふうな努力をされているようですけれども、本病院については急性期の中での手術料というのはどんな形の中で推移しているのでしょうか。

議長（岩崎和則君） 発言者に申し上げます。

議長と声を挙げて挙手して質問してください、また発言してください。  
病院長。

組合事業統括兼病院長（塚田義人君） お答えします。

先ほど茂木議員さんの冒頭の質問にありましたように、これ地域医療構想に深くかかわってきまして、要するに藤沢市民病院さん、人口が若年層がまだふえていて、今後10年人口が減りませんとそういう中では慢性期の病棟を抱えるという意識は全く持たずにどんどん救急車が来て、若い人ですので、手術をして点数の高い医療ができるんです。

ところが、藤岡医療圏、ご存知のように合併して7万人からスタートしたのが今は6万3,000ですか、十数年で7,000人減っているんです。

急性期とは言いながらも、患者さんの層としましては80歳、90歳。施設にいて誤嚥性肺炎起こした方が救急車で運ばれて、これが救急医療の実態という側面もあるんです。そうした中で地域の実情に合った医療となりますと、先ほどのように点数は下がるけれども、3万5,000円を確保できる病棟をつくって確実に需要に見合った急性期と慢性期を置きましょうという、これが国・県が指導している地域医療の姿なんです。

そこでよりそれを克服する、もっと経営に資するような工夫とすれば、本当に力のある医師を集めてどんどん高度先進医療をやって、うちは慢性期の患者さんを抱えている余裕がないくらいに救急車どんどん来て、高度な医療、医療の高い手術をやりますよと言えればよろしいんですけども、果たしてそこはなかなか難しいといたしますか、かえって地域の患者さんのためになる病院なのかということはあると思います。実情としましては地域の需要に見合った医療を提供して、藤岡市内のいろんな病院も回復期リハビリをつくったり、包括病床に転換をして急性期と慢性期を地域医療構想に沿うような形にしているのが実情だと思います。

議長（岩崎和則君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） そうしますと、11日ぐらいに短縮できたという形になりますと、それを受け入れていく地域包括の病棟、そして回復期のリハビリテーションの病室といたしますか、これを非常に有効利用するということですけども、この有効利用についてはベッド数に限りがあります、47ベッド並びに回復期が48というふうな形の中で、この配分についてはどんな形を今後とったら非常に急性期の病棟をうまく利用できるのかどうか、その辺についてお考えがあったら最後お伺いいたします。

議長（岩崎和則君） 病院長。

組合事業統括兼病院長（塚田義人君） 今後やはり医療需要というのは少しずつまた変化していきます。現在47の地域包括病床、48の回復期リハビリを用意して

いますけれども、回復期リハビリに関しましては一度入りますと平均60、70日いるんです。そうしますと、脳外科、整形の患者さんですけれども、回転が非常に遅いようです。2日で1人出たり入ったりというぐらいの計算になります。

そうしますと、今まで回復期リハビリ病床がないときには、主に日高リハビリテーション病院さんに整形の患者さんはよく行っていました。それが今度、病院の中にリハビリを抱え込む形になりまして、連携としては実は逆方向になっているんです。慢性期の患者さんをお願いしていた側がうちで診ますからいいですよと紹介しない形になってしまったわけです。ですので、その辺は中で抱え切れない患者さんというのは、今までどおり連携でリハビリの施設に行くという形。それが余りにもまた不都合であればリハビリ病床を増床するということもあり得ないわけではないですし、地域包括病床に関しましてもこれ以上増やして急性期を減らすというのは、実はそれほど積極的にやりたいわけではありませんけれども、それこそ需要というのは変化しますので、それに合わせて病床の見直しというのは必要かもしれません。あるいは医師の赴任で、新しい診療科がふえて、診療科が患者さんをどんどん集めるとなると、逆に急性期をふやして慢性期を減らすということもやるかもしれません。

以上です。

議長（岩崎和則君） 以上で茂木光雄君の質問を終わります。

次に、大久保協城君の質問を行います。大久保協城君。

議員（大久保協城君） 通告してあります災害対策について伺いたいと思いますけれども、先月の台風19号では県内各地で大きな災害に見舞われました。藤岡市でも甚大な被害となり、お亡くなりになられた方もありました。被災された方に心よりお見舞いを申し上げます。

その台風19号の際なんですけれども、当病院及び近隣においてどんな状況であったのか、近くには温井川も流れておりますので、そこら辺の状況についてどんなふうに把握していたか、お伺いをいたします。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

当院においては、1階の救急出入口などで雨の吹き込みがあったほかには、建物に直接の被害が発生することはありませんでした。

10月12日の日中、南側駐車場において雨水がたまっていることが確認されましたので、事務当直者及び警備員により駐車車両数台の移動を行いました。南側駐車場は集中豪雨時に病院敷地内に降った雨水を一時的にため置く調整池を兼ねており、たまった水は病院敷地の南側を流れる温井川に排出されます。今回の台風19号では、激しい降雨により一時的に排出量を超える雨水がたま

ったものと考えられます。駐車場東寄りの最も深いところで30センチほど水がたまったと思われませんが、翌10月13日の朝には全て排出されておりました。

また、温井川の状況につきましては、台風の当日、駐車車両を移動させる際にはあふれるような状況ではなかったとのことであります。藤岡市地域安全課にも確認したところ、注意は必要だが氾濫する危険のある水位には至らなかったとのことであります。

以上、答弁といたします。

議長（岩崎和則君） 大久保協城君。

議員（大久保協城君） 特に大きな被害はなかったとの答弁でありました。

しかしながら、予想もしないようなことが最近の自然災害では起きています。当院がそういったことで被害を受けた場合の対策について、現在当院が置かれている状況について伺いをいたします。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

想定を超える大災害等により当院が被害を受け、その被害状況によって患者さんの避難の必要があると判断された場合には、災害対策マニュアルに定める避難基準や避難対策にのっとり避難を行うこととなります。このため、火災避難訓練、地震災害訓練をそれぞれ年1回実施しています。

平成29年の水防法改正により、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域内に所在する要配慮者利用施設で、藤岡市地域防災計画において指定された施設は避難確保計画の作成が義務づけられました。現在のところ、当院は藤岡市地域防災計画において指定されておりませんが、本年度に更新された藤岡市洪水ハザードマップでは、当院が立地する場所が浸水想定区域として指定されました。藤岡市地域防災計画は近く改正予定であると聞いており、改正後の地域防災計画では、避難確保計画を作成すべき施設として指定されることとなると考えております。このため、当院でも担当部署において計画策定の準備を進めているところであり、今後、藤岡市を初めとする関係機関と連携して計画作成を進めていきます。

また、BCP、災害対策マニュアルについても、水害を想定した改正について検討していきます。

以上、答弁といたします。

議長（岩崎和則君） 大久保協城君。

議員（大久保協城君） 藤岡総合病院が置かれている状況について今答えていただいたんですけども、そこら辺を踏まえて当院の災害医療について現在どのように取り組んでおられるのか、伺います。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

当院では、新入院棟移転後の平成30年4月に災害対策マニュアルを策定しており、災害発生時にはこのマニュアルにのっとり対応することとしております。

災害対策マニュアルでは、当院の災害対策基本方針を、大規模災害発生の際に災害時医療体制を構築し、寸断なく医療を提供する。入院患者と職員の安全を確保し、傷病者に対する診療機能を維持し、人命を最大限優先する。地域災害拠点病院として24時間いつでも災害に対する緊急対応を行い、被災地内の傷病者の受け入れが可能な態勢を維持し、県・市町村、地域内医療機関、消防、警察等と協力し災害に対応することとしています。

当院は平成9年3月に、群馬県より地域災害拠点病院の指定を受けております。県内や近県での地震、台風、噴火等の災害発生時に24時間体制で傷病者の受け入れや災害派遣医療チームDMATの派遣を行う機能を持っております。こうした役割を果たすため、年1回、院内災害医療訓練を実施し、その結果をフィードバックして災害対策マニュアルの見直し等を行っております。本年度も11月2日に、120名規模の訓練を実施いたしました。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（岩崎和則君） 大久保協城君。

議員（大久保協城君） 今回の答弁の中で、群馬県より地域災害拠点病院の指定を受けたというふうなことでありますけれども、この地域災害拠点病院というものはどういう病院のことを示すのか、伺います。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

地域災害拠点病院とは、災害時における医療を確保することを目的として、機能といたしましては災害時に多発する多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能、災害急性期における被災地からの重症傷病者の受け入れ機能、DMAT、医療救護班等の受け入れ機能及びDMATの派遣機能、傷病者等の受け入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、地域の医療機関への応急用資機材の貸し出し機能、これらの機能を有する病院で、群馬県では当院を含む17病院が指定されています。

当院は上水については、入院棟に容量65トンの受水槽2基、外来棟に容量44トンの受水槽1基と容量5トンの高架水槽1基を有しており、非常時の診療に必要な上水の3日分を賄うことができます。

非常用発電機については、入院棟に1基、外来棟に1基のほか入院棟にガスエンジン常用発電設備2基を設置しています。非常用発電機の燃料である重油

及び灯油については3日分を備蓄しているほか、群馬県石油協同組合との間で優先的に供給を受けられる協定を結んでおります。

医薬品については、日常使用量の3日以上を非常用として備蓄しています。

食料、飲料水については、患者さんの分と職員分のそれぞれ3日分を備蓄していますが、今後、備蓄量を5日分とすることも検討しております。

以上、答弁といたします。

議長（岩崎和則君） 大久保協城君。

議員（大久保協城君） 今、当院の体制みたいなことを示していただいたんですけれども、台風15号のとき、千葉で大きな停電が起きて、そのときに病院ももちろん停電になったんですけれども、発電をする発電機の燃料がスタンドも停電になっていて届かなくてというようなこともありました。こういったことが起きるんです。これ以上の非常事態に対する備えを用意しろというのは酷な話かもしれないんですけれども、そういうこともあり得るんだというふうな認識は皆さん持っていただく必要があるんだろうと思います。事業継続計画BCP、前の答弁にもありましたけれども、こういったことがそれにつながるのかなとも思います。

過日の新聞で、このBCPの策定が県内の病院でおくれているというふうな報道がありました。しかしながら、17の災害拠点病院、当院も含まれるわけなんですけれども、当院については策定済みというふうなことで評価できるんだろうと思います。ですけれども、さらにこの事業計画がどのように進められているのか、お伺いをいたします。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

事業継続計画BCPとは、災害など不測の事態により被害を受けたときでも事業を継続していく、あるいは中断しても早期復帰を図るために事前に対応策を準備しておく計画です。

当院は災害拠点病院であり、BCPは平成31年3月に策定しております。災害対策マニュアルは主に災害発生後の初動対応について定めていますが、BCPは災害対策マニュアルによる初動対応を前提に、いかにして医療機関としての機能を継続していくかまでを計画するものです。

災害発生時の優先業務とその目標復旧時間については、発災直後から1時間以内に開始しなければならない対応、1時間から6時間以内に開始しなければならない対応、6時間から24時間以内、当日中に開始しなければならない対応、24時間以降、2日目以降に開始しなければならない対応等について定めています。

現在のBCPが完成されたものであるとは考えておりません。今後もBCP

の実効性をより高めるため、災害医療訓練等を通じて得られた結果をもとに改善を行っていく予定でございます。

以上、答弁といたします。

議長（岩崎和則君） 大久保協城君。

議員（大久保協城君） B C P の認識であるとかマニュアルについて、ここにいらっしゃる役員幹部の方は当然承知をしているんでしょうけれども、一部の者が承知をしている、理解をしているということでもいいものではないんだろうと思います。広く職員に周知してもらって、患者最優先の医療、サービスができるように今後も努めていただきたいと思います。答弁は結構です。

終わります。

議長（岩崎和則君） 以上で大久保協城君の質問を終わります。

---

#### 字句の整理の件

議長（岩崎和則君） お諮りいたします。本会議で議決された議案については、会議規則第38条の規定に基づき、その条項、字句、数字等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（岩崎和則君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理は議長に委任することに決しました。

---

#### 管理者挨拶

議長（岩崎和則君） この際、管理者より発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

管理者（新井雅博君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきたいと存じます。

議員の皆様方におかれましては、長時間にわたりまして慎重審議賜りまして全ての議案に対しましてご決定賜りまして、まことにありがとうございます。議員各位から賜りましたご意見あるいはご指導に対し、真摯に受けとめさせていただきまして、今後の病院運営に努めてまいりたいというふうに思っております。

最後になります。いよいよ暮れ、そして間もなく新年ということで議員の皆さんには大変ご多忙かというふうに存じますけれども、ぜひお体には十分ご留意をされて活躍をされますようにご祈念申し上げて、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

---

**閉会**

議長（岩崎和則君）　以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和元年第3回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後3時52分閉会

会議規則第77条の規定により下記に署名する。

議　長　岩　崎　和　則

署名議員　野　口　靖

署名議員　隅田川　徳　一